平成２１年（フ）第６９６号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代2293番地　三納代住宅11－２、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字三納代2293番地
債務者　宮ケ中節子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０２号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1864番地19新町新団地Ｂ102号、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字三納代1864番地19
債務者　日髙　明美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０５号
宮崎市花ケ島町南赤江町2119番地　田中アパート201号
債務者　安谷屋美榮子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０８号
宮崎市田野町甲5160番地12
債務者　日置　直也
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１１号
宮崎市吉村町曽師中甲3110番地１
債務者　染矢　　恵
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１５号
宮崎市大塚町大迫南平4398番地７
債務者　田村　智子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２７号
宮崎市平和が丘東町22番地20
債務者　野尻エイ子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７号
宮崎市広島２丁目11番６号　広島通ビル401号
債務者　木原　愛子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３号
宮崎市波島２丁目15番10号
債務者　川端　弥生
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
宮崎県都城市志比田町4580番地１　サンビレッジＫ．Ｔ105
債務者　佐々木　恵（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４２号
宮崎県都城市菖蒲原町14街区３の１号
債務者　長﨑　久美
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目29番12号
債務者　吉岡知亜紀
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目24番１―12―３号　清水団地32号
債務者　新村　美鶴
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
鹿児島県霧島市隼人町東郷15番地１
債務者　今田　清紀
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
鹿児島県霧島市霧島田口2327番地47
債務者　野内　　攻
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
鹿児島県霧島市隼人町東郷１丁目62番地
債務者　清水　智子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
鹿児島県肝属郡肝付町野崎1648番地
債務者　ソノダ　ソレダド　メンジョラ
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
沖縄県島尻郡南風原町字新川184番地の３
債務者　津波古充之
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部